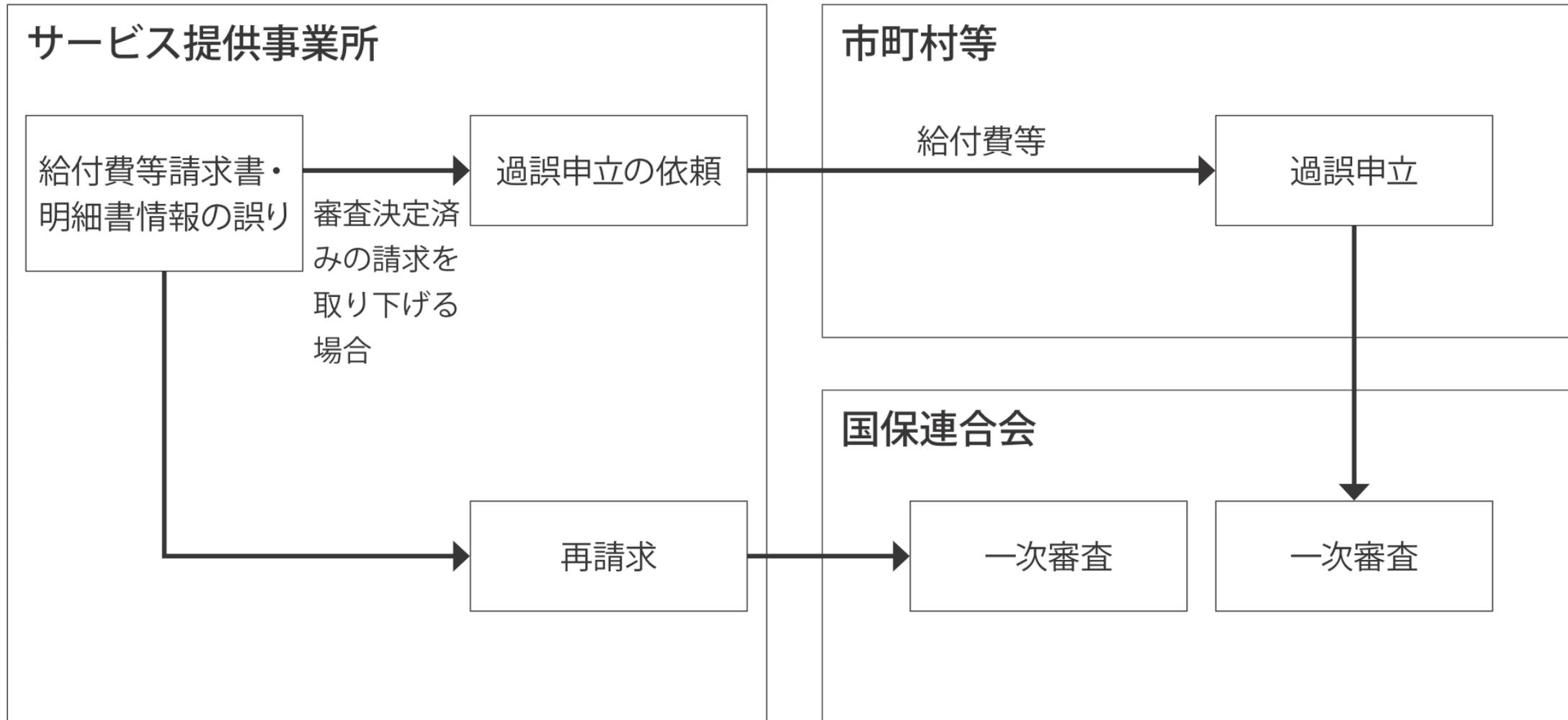


06_過誤について



【過誤の種類と内容】

<p>通常過誤</p>	<p>明細書取下げのうち、市町村等による過誤の申立の翌月以降に、当該過誤対象を修正した明細書等が再度サービス提供事業所から提出される過誤、又は再請求がない過誤のこと。</p>
<p>同月過誤</p>	<p>明細書取下げのうち、市町村等による過誤の申立と同月に、当該過誤対象を修正した明細書等が、再度サービス提供事業所から提出される過誤のこと。</p>

【過誤調整額がある場合の計算式】

$$\text{支払決定額} = \text{※決定額} - \text{過誤調整額}$$

※決定額とは、当月の請求情報に対し確定した金額です。

過誤処理と同一月に再請求情報の提出があった場合は、

通常の請求情報（当月及び月遅れ請求分）と再請求情報

（過誤処理に対する請求分）の決定額です。

【計算例】

パターン① 15,000円 − 10,000円 = **5,000円**
 (決定額) (過誤調整額) (支払決定額)

パターン② 15,000円 − 20,000円 = **−5,000円**
 (決定額) (過誤調整額) (支払決定額)

【支払決定額がマイナスになった事例】

- 市町に過誤申立をした同月に、再請求を行わなかったため、通常過誤の扱いとなり、支払決定額がマイナスになってしまった。
- 請求明細書の一部の加算についてだけ、過誤申立をしたのに、支払決定額がマイナスになってしまった。
(**⑨注**過誤とは明細書単位で、取り下げることです。)

